

平成13年 第19回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成13年12月13日（木）午前10時05分

場 所：教育委員会室

平成13年12月13日

東京都教育委員会第19回定例会

議 題

1 議 案

- 第106号議案 都立病弱養護学校の統合の基本方針について
- 第107号議案 東京都教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定
について
- 第108号議案 東京都教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定
について
(第107号議案・第108号議案に関する資料は別掲:「プレス発表資料」に掲載)
- 第109号議案 「請願」に対する回答(案)について
- 第110号議案 東京都公立学校長の任命について
(資料は別掲:「プレス発表資料」に掲載)
- 第111号議案から 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について
第113号議案まで

2 報 告 事 項

- (1) 平成13年度東京都公立学校の校長及び教育管理職選考の結果について
- (2) 学校外から任用する校長の選考結果について
(資料は別掲:「プレス発表資料」に掲載)

委員長	清水 司
委員	鍛冶 千鶴子
委員	國分 正明
委員	鳥海 巖
委員	米長 邦雄
委員	横山 洋吉

事務局（説明者）	教育長（再掲）	横山 洋吉
	次長	押切 重洋
	理事	小田原 榮
	総務部長	小海 博指
	学務部長	比留間 英人
	施設部長	松田 紀子
	人事部長	中村 正彦
	福利厚生部長	小島 郁夫
	指導部長	斎藤 尚也
	生涯学習部長	嶋津 隆文
	体育部長	桜井 武男
	人権・企画担当部長	石川 武
	都立高校改革推進担当部長	山際 成一
	局務担当部長	千葉 和廣
	多摩教育事務所長	鈴木 雅久
（書記）	教育政策室政策担当課長	坂 崇司

開 会 ・ 点 呼

【委員長】 おはようございます。ただいまから第19回定例会を開会したいと思います。よろしく願いいたします。

本日は、ご欠席の方はいらっしゃいません。

取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 きょうの取材申込でございますけれども、日本教育新聞社1社、傍聴としては、鈴木さん外12名から希望がございます。許可してよろしゅうございますか。

異議なし それでは、ただいまの取材・傍聴を許可いたします。

会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録のご署名は、米長委員にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

前々回の会議録

【委員長】 それから、前々回第17回定例会及び秘密会の会議録につきましては、前回お配りして、ご覧いただいたと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

異議なし それでは、第17回の定例会及び秘密会の会議録はご承認をいただきました。

また、前回第18回定例会及び秘密会の会議録でございますが、お手元にお配りしてございますので、ご覧いただきまして、次回にご承認をいただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

また、本日配付してございます議題のうち、ご覧いただきますとわかりますように、

第110号議案、第111号議案から第113号議案まで、それから報告事項(2)は人事案件でございますので、非公開とさせていただきたいと思えます。よろしゅうございませうか。 異議なし それでは、そのようにさせていただきます。

議 案

第106号議案 都立病弱養護学校の統合の基本方針について

第107号議案 東京都教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について

第108号議案 東京都教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について

第109号議案 「請願」に対する回答(案)について

【委員長】 それでは、議題に入りたいと思えます。第106号議案、都立病弱養護学校の統合の基本方針についてということでございませう。では、これについて学務部長からご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

第106号議案 都立病弱養護学校の統合の基本方針について
都立病弱養護学校の統合の基本方針について次のとおり定める。

平成13年12月13日

東京都教育委員会

【学務部長】 それでは、第106号議案、都立病弱養護学校の統合の基本方針について、ご説明申し上げます。

お手元にございませう資料、左肩に「第106号議案資料」と記載してございませう縦の資料でご説明申し上げます。

病弱養護学校の概要でございませうけれども、その1番に記載してございませうように、

現在、都立の病弱養護学校としては、片浜養護学校と久留米養護学校の2校がございまして、心臓疾患でございますとか、腎臓病とか、こういう慢性疾患で6カ月以上の医療又は生活規制を必要とする子どもたちを対象に、寄宿舎生活を通して基本的な生活習慣を身につけて、健康の回復を図ることを目的としています。都立の病弱養護学校の特色は、寄宿舎を持っているというところでございます。他県の場合は、病院に併設している病弱養護学校が大部分でございますけれども、都立のこの2校については併設でなく独立した形で設置してございまして、最終的に前籍校への復学を目指す教育を行うという趣旨でございます。

この2校の概要でございますが、1枚おめくりいただきまして、参考資料で「片浜養護学校と久留米養護学校の概要等」という資料がございますけれども、そこにございますように、片浜養護学校は静岡県の沼津市、久留米養護学校は東京都東久留米市に立地してございます。校地・校舎面積は、ご覧いただきますように、久留米養護学校は約4万5,000平米、片浜養護学校は約1万6,000平米という校地の状況でございます。久留米養護学校は校地の面積にかなり恵まれているということが言えようかと思えます。

沿革でございますが、そこにございますように、片浜養護学校は昭和16年に東京市立の養護学園として開園いたしまして、久留米養護学校はその5年前、昭和11年に東京府立の久留米学園として開園しました。

生徒数は、片浜養護学校が32名、久留米養護学校が43名で、片浜養護学校については中学部のみということになってございます。

児童・生徒数の推移でございますが、昭和35年ごろは両校とも約100名規模の児童・生徒が在籍しておりましたけれども、昭和50年には片浜養護学校が70人、久留米養護学校が56人と減ってまいりまして、以下、近年では片浜養護学校については30名前後、久留米養護学校については、今年度は若干増えてはございますけれども、ご覧のような推移で来ております。

また、もとの資料に戻っていただきまして、統合の考え方でございます。病類の変化がございまして、結核などの転地療養型から、アレルギー性疾患でございますとか、ぜん息あるいは肥満等に変化してくる中で、児童・生徒数が減少して、その結果とし

て集団生活を通して身につく教育効果が十分に期待できないというのが、両校とも抱える問題でございます。こうしたことから、適正な学級・学校規模を確保して、教育内容の充実を図ることを目的として、片浜養護学校を久留米養護学校に統合いたしたいということでございます。

片浜養護学校の閉校の時期でございますけれども、現在在籍する子どもたちが卒業する平成15年度末、平成16年3月31日をもって閉校いたしたいと考えております。

統合の効果は、1から4まで書いてございます。

1は、児童・生徒数の増による教育内容の充実ということで、学習指導の効果と、それから社会性を身につけるという効果をぜひ実現していきたいと考えております。

2番目に、久留米養護学校は都内に設置されておりますので、お子さん方の前籍校あるいは地域との連携、保護者の方との面会が容易になるということがあります。最終的に前籍校への復学を目指す以上は、このことは、非常に大きなポイントではないかと考えております。

3点目に、久留米養護学校には、都立清瀬小児病院と連携いたしまして、医師の配置がなされております。そうしたことから、児童・生徒一人一人の病態に応じた健康管理を図っていくことができると考えております。

最後に4番目でございますけれども、久留米養護学校は、平成10年度に全面的に校舎の改築を行いまして、教育環境、施設・設備面でも充実しておりますので、こちらで適切な教育を行っていくことができると考えております。

今後の取扱いでございますけれども、教育委員会でご決定をいただきましたら、それ以降は片浜養護学校への就学及び転学を停止いたしたいと考えております。

都議会に対する条例改正の提案でございますが、閉校の前、平成15年度の適切な時期に、設置条例の一部改正を都議会に提案してまいります。また、その前には教育委員会にお諮りをさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、片浜養護学校の閉校の時期は16年3月31日と考えております。

議案をご覧いただきたいのですが、縦書きの議案で、きょうご決定をいただく基本方針の内容は、2ページの2点でございます。1点目は、「都立病弱養護学校の統合」

ということで、平成15年度末をもって東京都立片浜養護学校を閉校し、東京都立久留米養護学校に統合する。2番目に、「東京都立片浜養護学校への就学及び転学の取扱い」ということで、東京都教育委員会の決定以降、東京都立片浜養護学校への就学及び転学を停止する。この2点を基本方針として、ご決定をいただきたいと考えております。

それから、これに関連いたしまして、お手元に請願書をお配りしてございます。昨日、ここにごございますように、都立片浜養護学校の充実・発展を求める連絡会代表の吉田喜久雄さんから、都立片浜養護学校の存続を求める請願書が出されております。請願の趣旨にありますように、片浜養護学校は、心身の悩みを持つ子どもたちの教育に取り組んできたということ述べた上で、下から2段目の段落でございませけれども、「片浜養護学校は、南に駿河湾、北に富士山を仰ぐ豊かな自然に恵まれています。心と体を鍛え、遅れた学力を取り戻すには最高の環境です。60年の歴史と学風、そして心身を病んだ生徒を蘇生させるノウハウはすばらしいものがあります。片浜養護学校の存在を知らず人知れず苦しんでいる親と子のために、片浜養護学校の存続を切にお願い申し上げます」ということで、こういう趣旨のもとに具体的に1から4までのことを要望しております。1番は、統廃合を行わずに、片浜養護学校を存続してほしい。2番は、子どもたちがこれからも片浜養護学校に入学できるように、就学相談を進めてほしい。3番目は、片浜養護学校の教育条件を一層充実してほしい。4番目は、今後の病弱教育の推進計画あるいは問題・課題を明らかにするために、保護者、教職員、関係者を含めた検討委員会を開いていただきたい。こういう請願が出されております。

この請願書につきましては、昨日出されたということもございまして、それから4番目の項目は、片浜養護学校の問題ではなくて、病弱教育全体の内容についても要望されておりますので、きょうはこういう請願が出されているというご報告にとどめ、具体的な回答については次回にさせていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見をお願いします。基本方針として、このように進めていったらいかかというご提案ですが、いかがでござ

いますか。

【委員】 請願書も読みましたし、私はこの方針がいいと思うんです。これは健常者の場合ですけれども、家庭のしつけとか、いろいろ言われております。富士山や駿河湾などのすばらしい環境の中で育つことも大切ですが、子どもにとって一番大切なことは、親の近くにいるということです。親と一緒に住む、あるいは親が近くにいる、それが一番大事なことだろうと思うんです。ですから、久留米養護学校に統合することは非常に大事なことだろうと私自身は考えております。各家庭でいろいろな事情があると思いますけれども、やはり親のそばにいる、親といつでも会える、そのことが子どもにとっては非常に大事なことであって、景色だとか、施設だとか、そういうことは2番目以降のことだろうと私は思います。

【委員長】 はい、どうぞ。

【委員】 ここに書いてあるメリットというのは、一つ一つうなずけることなんです。このデメリットは何ですか。

【学務部長】 保護者の方あるいは学校の関係者の方は、久留米養護学校と片浜養護学校で受け入れている生徒の内容が若干違っているのではないかとということをおっしゃいます。端的に申し上げますと、久留米養護学校は、医療との連携がとれているために、心臓疾患だとか腎臓疾患という、病気として若干重いお子さんもいらっしゃいます。それに対して片浜養護学校の方は、肥満とかぜん息とかアトピーとか、いろいろな病気を原因にして不登校傾向になったお子さんが多いということです。両方の学校で同じように受け入れるように、教育委員会としては進めてきておりますけれども、結果的に、現状はそのような両校の特色があります。要するに、片浜養護学校を残してほしいという理由の1つとして、疾病を原因として不登校傾向のあるお子さんの教育を片浜養護学校で十分にしてもらっているが、久留米養護学校に統合したときに不安だということをおっしゃるわけです。この点については、今、両校で両校の校長を中心として十分に話し合い、準備を進めております。両校のよさを久留米養護学校できちんと継承できるよう、具体的に15年度末を目指して、取り組みについては、現在進めさせていただいております。

【委員長】 疾病が原因ではあるけれども、不登校傾向になっていく。だから、片

浜養護学校の生徒さんは、疾病はどちらかというとい軽いわけですね。

【学務部長】 そうですね。

【委員長】 一方、久留米養護学校のお子さんの疾病は比較的重い。それが一緒になるとどうなのかということですか、簡単に言うと。

【学務部長】 どちらかという、疾病に関しては、そういう傾向があるということとです。

【委員長】 ただ、自分より病気が重い子どもたちがいるということ子どもたちが知ることも、また学習にはなる。自覚するというか。だから、その辺を、うまく教育効果が上がるように考えていただくということでしょうね。

【委員】 すみません。一つは確認なんです、先ほどご説明があったように、閉校の時期は、15年度末、つまり在校生が卒業していなくなった時点にするという理解でよろしいわけですね。

【学務部長】 はい。

【委員】 もう一つは、これはお尋ねですけれども、今お話のように、実態的に片浜養護学校には、病気等の原因もあるかもしれませんが、不登校傾向の生徒が入ってきている。もう一方の久留米養護学校の方には、それについての十分なノウハウがないといえますか、それで現在両校の校長で話し合いをしているというお話でした。景色はいかんともしがたいですけれども、それ以外に、仮にそのような傾向を持った生徒が久留米養護学校に行くようになると、片浜養護学校で実践しているような機能というのは果たすことができないんですか。私は、それについては、そういうこともないんじゃないかなと常識的には思うんですが。

【学務部長】 久留米養護学校でも、そういうお子さんを今までも受け入れております。ただ、片浜養護学校がそういう傾向をかなり持っていたということです。したがって、久留米養護学校でも今までそういうお子さんを受け入れておりましたから、すでに両校の校長を中心として、統合したときに、具体的に両校のよさをどういうふうに生かしていけるのか調整しております。例えば生徒の数が増えたときの、いろいろな集団をつくる、そうした集団のつくり方の工夫をすることができますので、久留米養護学校でも十分対応といえますか、継承していけると考えております。

【委員】 今まで、久留米養護学校と片浜養護学校との間で、教職員とか、いろいろな交流はあったんですか。何回かの会合とか、そういうのはあったのですか。

【学務部長】 その点については、この統合問題は突然出てきたことではありませんので、校長を中心に、これまで具体的に話し合いをいろいろ重ねてきております。

【委員長】 はい、どうぞ。

【委員】 私が片浜養護学校を見せていただいたのは6、7年前だと思うんですけども、そのころにはもう小学部はなかったのかどうかわかりませんが、非常に伸び伸びと明るく、とてもいい環境だなと思って帰ってきたんですが、片浜養護学校に親が面会に行くということは、相当大変なんですか。そんなに遠いという感じではないと思いますが。久留米養護学校も、東京都下です。親のそばにいることの大切さ、親が面会に行くか行かないかということも含めて、どうなんでしょうかね。

【学務部長】 今、土曜、日曜にお子さんが家庭に帰るというのは、片浜養護学校の場合は月1回ですが、久留米養護学校では2回やっております。親が子どもに会いに行くのに片浜養護学校が遠いかどうかという問題については、それは親御さんのいろいろな事情があたりでしょうから一概に言えませんが、ただ、絶対的な距離としてはやはり久留米養護学校の方が近いし、地域との連携、親御さんとの連携がとりやすいだろうと、私どもとしては考えております。

【委員】 片浜養護学校の方は、病院というか、病室というんですか、そういうものが併設されているわけではないんですか。

【学務部長】 片浜養護学校につきましては、久留米養護学校と違って、医師の配置もしてありません。看護婦はもちろんおりますけれども、何か病気で対応が必要な場合には、沼津市内の病院にお願いしております。久留米養護学校の場合は、先ほど申し上げましたけれども、都立清瀬小児病院と連携して、医師も送っていただきながら、朝晩の健康管理をしているという状況でございます。

【委員】 この前、私も北海道の養護学校を見ましたけれども、大分都から北海道にまでお願いしていることがあるんです。やはり私は、都内でできるものは都内でやるべきだと思います。都民から税金をもらってやっているわけですから、このようにデメリットが少ないのであれば、メリットの方を重く見るべきだと思います。それが

ら、都の中でできるものは都の中でやる。そういう考え方というのは、これからの行政にとって非常に重要だと思うんです。きょうは方針の決定ですか。

【委員長】 方針です。久留米養護学校の方は、片浜養護学校に比べれば、データにあるように面積も広いし、施設も充実している。ただ、病弱の程度によって、今お話があったように、不登校傾向の生徒を多く受け入れるようになった学校と、やや重度の疾病の子どもたちを多く受け入れている学校。ややタイプの異なる2つの学校が統合したときに、どういうケアの仕方をしていくか。これはカウンセラーなども必要になりますね。今そういったことも十分話し合っているということで、私は、ある程度効果は上げられるのではないかと思います。今度は大きな家族ができるようなものだとも思います。

きょうはそういった意味では、方針としてここでご確認をいただきたいということですが、いかがでございましょうか。ほかに、何かご意見はございますか。

【委員】 基本的に、片浜養護学校に現在在籍する生徒さんが全員卒業してから閉校するという形にするわけですね。

【学務部長】 はい。

【教育長】 当初は閉校の時期を平成14年度末と考えておりましたが、実は、おとこの都議会の代表質問で、公明党の方から、通常の都立高校の統廃合でさえ、在校生が卒業するのを待って閉校するのに、何で在籍生徒がいるときに閉校するんだと、非常に強硬な質問がございました。ましてや一般の高校生よりも心理的あるいは身体的な配慮を要する子どもたちなのだから、それは人数の問題ではないという話がございました。私どもは、ご指摘の在校生がいなくなる平成15年度末を視野に置いて再度検討しますという答弁をしております。それを踏まえて、きょうご提案しております。

【委員】 都の財政面からいっても非常に苦しいときで、これは都だけではなくて、国全体が苦しいわけだけれども、都としては教育予算はあまり削らないでやっているわけです。だけど、その中で基本的にはやはり、都の内情もわかりながら、できるものは都の中でやっていくということがこれからは必要なんじゃないですか。私もこの方針については賛成です。

【委員長】 そうすることで、よろしゅうございますか。

【教育長】 今ご提案させていただいた基本方針については、おおむね教育委員会としてご了承いただいたと理解しております。ただ、先ほど申しましたように、今第4回定例会が開催されておりまして、前回も本会議で質問があった。実は、明日、文教委員会がございまして、この件ではないんですが、養護学校に関する案件が提案されておりますので、当然質疑がある可能性がございます。それを踏まえた上で、最終的な決定をしたい。ただ、手続的には、本日、教育委員会として基本方針の了承をいただき、この案を変えることが必要な事態にならなければ、私の方で時期を見て、臨時代理ということで最終的な決定をさせていただきたい。そのような手続をとらせていただくことでご了承いただきたいと考えております。

【委員長】 教育長からそのようなご提案がございましたが、よろしゅうございませうか。 異議なし では、教育委員会としては、本日、基本方針について了承しましたので、明日の文教委員会の審議で事態が変わらなければ、最終的に、教育長に臨時代理でご決定いただくことといたします。どうもありがとうございました。

次に、第107号議案及び第108号議案でございます。これはあわせてご説明いただいた方がいいかと思えます。規則の一部改正に関する件でございます。お願いします。

第107号議案 東京都教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について

東京都教育委員会会議規則の一部を改正する規則を公布する。

平成13年12月13日

東京都教育委員会

第108号議案 東京都教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について

東京都教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則を公布する。

平成13年12月13日

東京都教育委員会

【総務部長】 それでは、「第107号議案・第108号議案資料」として、1枚の資料になっていますが、これにより説明させていただきます。

まず、第107号議案の1番のところでございます、東京都教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。

改正の理由でございますが、のところでございますように、地教行法が改正されました。この改正の趣旨は、教育委員会が地域住民に対して積極的に情報提供をしていく、あるいは地域住民の教育行政に関する理解と協力を得るという視点からの改正でございます、実際の中身は、地教行法の中に「教育委員会の会議は、公開する」という規定が盛り込まれました。これが1点です。

2点目は、この会議の会議録の扱いなんです、開示・非開示につきまして、これまではこの会議規則の中で定められておりましたけれども、現在、事実上は東京都情報公開条例の規定に基づいて決定しております、非公開で行った委員会の会議録でも、開示請求があれば、一部を除いて開示することが前提になっております。そういうことから、今回、規定を整備するというものでございます。

実際の改正の内容ですが、のところでは、先ほどご説明した地教行法で「教育委員会の会議は、公開する」ということになりましたが、ただし書きがございまして、「ただし、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる」ということが地教行法に盛り込まれました。そのことによりまして、東京都のこの規則でいきますと、従来は「出席委員の過半数で議決したときは、秘密会を開くことができる」という規定になっておりましたが、地教行法に合わせまして「出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる」に改めたいと考えております。

2点目は、秘密会の会議録の取扱いについて定めた項が2項あるわけですが、秘密会そのものがなくなるわけですので、個々の議題によって開示・非開示を決めるということになります。したがって、この2項を削除するという改正でございます。

引き続きまして、2番の方の第108号議案ですけれども、東京都教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定についてです。

改正の理由は、地教行法が改正され、積極的に会議を公開していくのだからということから、この際、傍聴人規則も整備するということでございます。

内容につきましては、傍聴席に入ることができない者、あるいは傍聴人の守るべき事項、傍聴人の退場に関する規定、これらはこれまでもありましたが、都議会の傍聴規定を参考にいたしまして、基本的に同様に扱うことにいたしました。

改正内容の2番目は、傍聴を希望する報道関係者の扱いです。これまでは、傍聴人は20人ということになっておりましたが、そのほかに報道関係者が入っていたわけです。これはこれからもそうするわけですが、規則の中で、報道関係者は一般傍聴人と区別することを明記しました。そういった内容の改正でございます。

説明は以上でございます。

【委員長】 会議規則の中の秘密会に関する規定、それから傍聴人規則をこのように変えたいということですが、何かご質問、ご意見はございますか。

【委員】 会議規則の新旧対照表を見ておきますと、例えば、第13条で、「人事に関する事件その他の事件について」とありますが、この「事件」という言葉はずっと昔から使っていたみたいですけども、何かとても事件ばかりで、「案件」がいいのではないかと思うんです。それを申し上げますと、規則全部に「事件」と記載してあるんですが、「事件」とか「事故」とかというのではなくて、「案件」じゃないかなと思うんですけども。

【総務部長】 これは、地教行法の方も同様に「事件」という用語が使われています。

【委員】 法律もそうですか。

【教育長】 法律は全部「事件」です。だけど、実態としては「案件」なんです。ただ、法律用語としては、法令上は全部「事件」という言葉を使っているんです。

【委員】 昭和31年のままということですか。

【教育長】 ほかの法律もみんなそうです。法律は全部「事件」なんです。

【委員】 でも、「事件」か「事故」と言うとなんか...

【委員】 一般の人がわかるようにしなければいけないですよ、法律というのは。

【委員】 いや、だから、法律の方が今新しくなっていれば別でしたけれども、そ

うですか。法律もそうなっているのですか。では、しょうがないのかな。「事案」とか「案件」とかにしたいですね。せっかく変わるのだからと思うけれども、しょうがないんですか、法律がそうだから。

【委員】 傍聴人の守るべき事項の改正ということですが、これは本当に厳しくやるべきですよ。この前なども本当にいろいろなやじが飛ぶとか、あのような傍聴人は退場させるといような規定をはっきりさせておかないといけない。だから、私は、当面は傍聴人全員にそういうことを書いたものを渡すべきだと思うんです。これはある意味において、討論の自由に威圧を与えるわけですから、委員長がそれに従ってしかるべき措置をとるべきです。だけど、まず初めに傍聴人に対してそういうものをきちんと渡して、これだけの規則を守るのなら入れますよということをやっていくべきだと思います。

【総務部長】 この3ページをご覧いただきたいんですがございますけれども、上の方の第7条です。ただいまお話をいただいたことですが、「傍聴人がこの規則に違反したときは、委員長は、当該傍聴人に退場を命ずることができる」というのはこれまでもありましたが、第2項のところ、「傍聴席が騒がしいときは、委員長は、すべての傍聴人を退場させることができる」という規定を新たに設けたいと考えております。

【委員】 すべてですか。

【総務部長】 これは議会の方も同様の規定がございます。

【委員】 それは、議会の方がそうなの。

【教育長】 特定できない場合があるわけです。全体的に騒がしいということで。1人で騒いでいれば、すぐわかりますが。

【委員長】 それで全員ということですね。それはいい。都議会では相当そういうことがあるんですか。

【教育長】 結構ございます。実際にこれを行使したことはあまりありませんが、ただ本会議には監視がいて、何か言うとすぐ来ます。

【委員長】 ほかに何かご意見等はございますか。なければ原案のとおりでよろしゅうございますか。 異議なし では、原案のとおり改正することにいたします。ありがとうございました。

それでは、「請願」に対する回答（案）について、これは国立市の件ですね。では、説明をお願いします。

第109号議案 「請願」に対する回答（案）について

国立市在住の遠藤良子氏から提出された請願について、別紙のとおり回答したいので御審議願います。

平成13年12月13日

東京都教育委員会教育長

横山洋吉

【指導部長】 それでは、第109号議案、「請願」に対する回答（案）について、ご説明いたします。

請願者は国立市在住の、国立の教育を守る市民連絡会、遠藤良子さんという方です。趣旨でございますけれども、めくっていただきまして4ページに本文を載せてございますので、まずそれをご覧いただきたいと思います。東京都教育委員会御中、「請願書」というタイトルでございます。2001年7月30日付です。最後まで読み上げさせていただきます。

「私たちは国立市立小・中学校に子どもを通わせる保護者と、そこで教育活動に携わる教職員、また地域の中で子どもを見守り育てたいと願う市民の集う会です。

さて、この5月から7月にかけて、国立市立小・中学校に関わる新聞記事によって、子どもはもちろんのこと、保護者、教職員、市民が安心して過ごせない日々が続いています。

マスコミの杜撰な取材や、予断と偏見に満ちた報道のあり方については、これまでも大変な被害を被ってきました。従ってその報道をそのまま信じることをしないように、私たちも記事の読み方については注意を払うようにしていますが、しかしそれにしても、あまりに事実と違うことばかりが書き連ねられると、その記事を書いた記者や新聞社だけの責任と言えないのではないかと考えます。

特に子どもに直接関わる記事については、その配慮のなさに驚くばかりです。

具体的には、第6小学校に都教育委員会の委員の方が訪問された時の記事があります。この記事に書かれていることについては、子ども・保護者・市民から多くの憤りの声が上がっています。

東京都教育委員の方は、おそらく子ども・保護者のためと思われて来てくださったのですが、大変残念ながら、地元、国立市の中では、そのように受けとめられたとは言いがたいしこりが残されています。

このことについては、私たち市民より、国立市教育委員会の教育委員長や教育長から直接お聞き戴いて、国立市教育委員会がもっと地域の実情を正確に把握した上で、東京都の協力を要請するようにとの助言をして戴けないものでしょうか。

第6小学校は何ら特別の学校でもないし、特別の問題があった学校でもありません。全国どこにでもあるさまざまな課題があったとしても、むしろ第6小学校では教職員と保護者が協力しあい、子どもたちにとって一番良い方法をとってきたのです。そして日々の積み重ねの中で解決がはかられてきたのです。

そうした学校と地域の努力を、まるで違うものとして描き出した報道は許せません。そもそも、都教委は、なぜ子ども・保護者・教職員に何の相談もなく、マスコミを連れていきなり学校の中に踏み込んでくるのでしょうか。子どもの顔写真をのせたのはどういう意味があるのでしょうか。産経新聞によると、「劇的に変わった学校を見たかった」と言われた委員がいらっしゃるようですが、教員を多数入れ替えただけで学校がそんなに簡単に変わるはずもありません。むしろいきなり管理職が増えたり、教員が変わることによって、無用の混乱を引き起こし、「劇的」に悪く変わる事はあっても、よく変わる事などありません。そういう意味では、第6小学校は長年の教職員の取り組みで、子どもや保護者との信頼関係を大切にしてきたので、いきなり始まった、市教委や都教委の現場を無視した人事異動やそれに対する学校管理職の無為無策にも関わらず、また一部の保護者が、無責任に教職員を悪くいい、すべての責任を教職員になすりつけようとして、他の保護者の共感が得られない事にも気付かずに、市教委学校指導課だけを頼りに独走したにも関わらず、第6小学校は大事に至らずにあったのです。こうした事実をご存じならば、ようや

くおちついた学校に、なぜいきなりやってくるなどという、無法なことができたのでしょうか。

しかし東京都の教育委員の方々に、国立の詳しい状況がわかろうはずがないことも承知しています。そのために、市教委が折々の報告等しているのでしょうか、むしろその責任は国立市教育委員会教育長と学校指導課にあると、言わざるをえません。

私たちは市民として、本当に恥ずかしく思います。これまでも市教委の数々の失策を見せられて、市民としては困っていましたが、そのようなことを、都教委に申し立てるのは筋違いと思い、市内のこととして対処してきました。しかしながら、このように都教委の委員の方々までが勘違いしてしまうような、事実とは違うことが報告されているならば、都教委の委員の方々にも大変失礼なことであり、ご迷惑な事と思い、あえて今回はこうした形で請願させて頂きました。

教育長と学校指導課については、今後国立市の市民の間でもどう考えるべきかを話し合っていかなければなりません。とり急ぎ、都教委におかれましては、今後国立市からの報告やマスコミ報道を鵜呑みにすることなく、慎重に審議されるよう、お願いもうしあげます。

また第5小学校のことに関わっても同じことが言えます。7月1日の読売新聞と7月3日の産経新聞との記事は、その取材から報道までの経過が大変不明朗であり、またしても意図的な情報漏洩と関係者の守秘義務違反の疑いが問題になっています。

当事者や関係者が知らない内にマスコミが知っていることが、どの位学校に対する保護者・市民の不信を買うかということは、去年の「2小校長報告書」問題で十分わかっていただいたものと思っておりましたが、今だにそれが教訓になっていないのはなぜでしょうか。学校内の事は学校内で解決する努力をするのが基本ではありませんか。国立市教委と学校管理職の力がないために、起きている問題の原因を教職員になすりつけて「教職員が悪い」といえば済むと思われている節があります。そしてその解決をことごとく都教委に委ね、それを、都教委が安易に受け、その解決のためとして動かれると、それは問題の本質の把握がずれているために、現場で

求めている解決とは違うものとなります。5小では、子どもも保護者も、このように新聞記事で取り扱われたことで、大変混乱しました。本来自力で解決せねばならないし、できることを、マスコミを使って取り沙汰し、教職員の罪にし、処分し、管理を強め、黙らせ収束させるという手法は、昨年、一部マスコミが作り出した第2小学校の「土下座事件」報道が、地元にも多大な被害を与えたことが、何の教訓にもなっていないと思われます。私たちは二度とこのような事がおこらないようにと願っていたにも関わらず、今また同じことが起きつつあるのではないかという危機をもっています。

残念ながら、国立市教育委員会教育長と学校指導課には、あまりに東京都知事や東京都教育委員会の意向ばかりを伺うために肝心の地元である、国立市内の動向や、内情を軽んじてしまう傾向があると思えます。そのようなことでは、国立市の教育行政は、保護者・市民の信頼を失い、たち行かなくなってしまう。

なぜここまでして、地元の支持が得られないものを、東京都の意向だからと強引に進めるのか、今や国立市民の間では、国立市教育長と学校指導課に対する不信が募り、結果、東京都教育委員会の各委員さんに対しても不信が募り始めています。

国立のことをご心配くださってのこととは思いますが、その時は何よりもまず、正確な情報を得られた上で行動をとって下さるようお願いいたします。

第5小学校のことについても、まったく早計な新聞記事によって、もし市教委が誤った内容で都教委に報告し、都教委がそれのみによって何らかの措置等が出されるようなことがあってはいけないと思い、あえてこのような請願書を提出するものです。

国立市内の子どもや保護者をこれ以上混乱させることのないよう、ご配慮の程、お願い申し上げます。

以上

国立の教育を守る市民連絡会

遠藤 良子

それで、資料の方の1ページに戻っていただきまして、これに対します回答(案)

でございます。その囲みのところを申し上げます。

本請願については、平成13年12月13日の東京都教育委員会に付議されました。

東京都教育委員会は、国立市立学校の教育の正常化に向け、国立市教育委員会に対して、「国立市立学校教育改善検討委員会報告」に基づき、指導してきたところ
です。

学校教育は、児童・生徒の健やかな成長を願い、法令や学習指導要領に基づいて、適正に行われるべきものであり、都教育委員会は、今後も、国立市教育委員会と緊密な連携を保ちながら、学校教育の正常化に向けて指導等していく考えです。

これが回答（案）でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご意見、ご質問がございましたら、どうぞ。

【委員】 この会はどういう会ですか。

【指導部長】 これは、学校教育について、さまざまなご意見を直接学校にあるいは市教委に申し出てくる会でありまして、教職員団体等ともつながりを持っていると聞いております。ただ、教員の会ではなく、市民の会の一つでございます。

【委員】 というのは、要するに、一つの会というのは、それだけの色をみんな持っている。当然、主張が違いますから。なぜそういうことを聞いたかということ、この人があたかも自分の考え方をすべて一般論のようにして、国立の市民全体が同じようなことを考えているというような書き方をしているから言うのであって、やはり都教育委員もそうだし、それから都教育長もそうだけれども、はっきりした立場を示していくべきだと思うんです。国立市の学校のことは学校の内部で解決すべきと言うけれども、学校の内部で解決できないからこういうことが起こったわけです。このように、ほとんど回答になっていないような回答を出すわけだけれども、そういうことからやっついていかないと国立市は変わっていかないですよ。

【指導部長】 この回答（案）の中に「国立市立学校教育改善検討委員会報告」と

ありますが、これはここでも決めていただきましたけれども、改善勧告として出しております。この報告は、教育課程と、それから学校組織運営と、2章にわたって非常に細かい内容にしておりますので、都教委は、それに基づきながら指導してきたし、これからもしていきますということです。この報告書の中身は細かいことですので、そういう意味で、この報告書を挙げているわけでございます。

【委員】 私はこの会自体は知りませんが、ごく一部のそういう意見が全般のこのようにして書かれること自体がまず問題です。それから、マスコミが赤色のものを黒と書くか白と書くか、これはマスコミの一つの考え方があるのですから、それぞれに書くわけです。そういうところに対してすべてオープンにしていくということは必要なものであって、これをとめるわけにはいかないわけです。マスコミも、自分たちが間違っただとすれば、当然、間違いだったということで訂正していくでしょう、普通のまともなマスコミなら。だから、もうちょっときちんとはっきりしたことを言ったらいいと私は思います。要は、国立市の教育は国立の市民が考えることであって、自分たちで問題がすべて解決できているのなら、それでいいわけです。だけど、できないからいろいろなところから話が出るのであって、そこら辺をよくわかってくれないと、感情的になって、都の教育委員がいろいろ言うからどうだとかいうことは、厳に慎むべきことです。国立の人にいろいろ聞くと、あまりにも現状を知らない方が多過ぎる。ということは、学校の中で何が起きているかということ自分たちがもっと公開していくべきなんです。それを自分たちの中ですべてうまくやっぴこうということ自体が大きな問題なのであって、これは国立の市長をはじめすべてについてそうだと私は思います。そこから直していかないと国立市の教育は直っていかないんですよ。

【教育長】 この「委員会報告」というのはオープンになっているんですか。

【指導部長】 はい。これは国立市にも送りましたし、それから全区市町村の教育委員会あてに送っております。

【教育長】 プレスにも。

【指導部長】 プレス発表をしました。

【教育長】 それでは、国立市教育委員会に対して、別添報告に基づきとして、報

告書を別添としてつけばいい。

【委員】 いや、こういうものに対しては、都の教育委員が何をやったかということとをきちんと説明してやるべきなんです。回答がこのような内容というのは、議会の答弁ならこれでいいかもしれないけれども、事実は事実として、こういうことをやりましたよ、だから、中で解決することはきちんとやりなさいと言うのが当たり前のことですよ。

【指導部長】 この「国立市立学校教育改善検討委員会報告」の扉のところ、この教育委員会でお決めいただいた東京都教育委員会の見解文がそこにまず入っておりまして、今、先生がおっしゃったような趣旨も含めて全部書いてございます。ですから、この1冊をもって我々は指導しておりますということです。この報告のどの部分を取り上げるかということになると、膨大になりますので、この1冊をもって指導しているし、市教委とも連携してこれからもやっていきますという回答です。細かく言えば、もうこの報告の内容を全部言うしかないわけです。

【委員】 細かく言うことはないけれども、それをはっきり、あなたたちはもっと勉強しなさいということ言うべきですよ。

【指導部長】 今、教育長の方からお話があったように、この資料を別添として添えて、これをよく読んでくださいということで、これはオープンの資料ですので、それをつけ加えさせていただきたいんですけども、よろしいですか。

【委員】 要は市民社会なんだから、あなたたちはあなたたちの中で解決することはきちんと解決しなさい、きちんとしないからこういう問題が起こるんですよということを言うべきです。それから、マスコミとか一般の人に対して、目をふさぐことも、耳をふさぐことも、口をふさぐこともできませんよ、それが民主主義なんだから、ということをはっきり言ってあげるべきです。

【委員】 せっかく請願が出てきましたので、情報公開といいますか、請願を出した人たちの気持ちを酌んで、東京都教育委員会の姿勢と、それから教育庁あるいは市の教育委員会の考え方もあるでしょうから、できるだけオープンな形で、例えばテレビ討論であるとか、公開討論だとか、こちらの方はその用意がありますということも伝えていただいて、一部の密室の中で特定の考えを持った人たちだけが集まって何か

やっているということだと当然それは議論になりませんので、市民や都民の大勢の人が聞いたり見ているところで公開討論をして、みんなに知ってもらおうということは非常に大事なことだろうと思うんです。ですから、M Xテレビでもどこでも、実際にその現場でもいいんですけれども、広く公開討論をしていく。そこには東京都の教育委員も出ていったり、それから指導部長も出ていく。そして、向こうは向こうで、言いたいことがいろいろある。こちらもしゃべりたいことがある。それを大勢の人が聞き、どっちが正しいんだろうか、どこが間違いだろうかと考え、東京都教育委員会の方が押しつけであるとか強制的であるとかということであれば、こちらは態度を改めるし、一方がちょっと偏っているということであれば、考え方を变えるべきだと思うので、公開で討論すべきだと私は思うんです。できるだけその機会を持ってもらいたいと思うんです。そういうときには、お役に立てれば私も顔を出したいと考えています。

【委員】 私は、こういう請願が出てくること自体はいいことだと思うんです。こういう考えを持った人もいるということだろうし、彼ら自身がよく咀嚼してものを考えていないところもあるのかもしれないけれども。今こういう意見が出てくること自体はいいことじゃないですか。だけど、出てきたことに対して、やはりきちんとした反論をしていくということが必要で、それをまた公開していくことも必要です。その前に、こういう人が何々の会と言っているけれども、実際には3人とか4人だったということはたくさんあるわけですから、そういうことからきちんと調べておくということも必要だと思うんです。だけど、どこに向かっても公開していくことが必要なんで、それが開かれた学校なんだから、それを否定するような、いや、自分たちだけでこうやっていますよと言っている世の中ではなくてきているのです。ということは、もう臭いものにはふたをしないで改革していきましょうよということなんだから。これからは、通り一遍のこういう回答はあまりしない方がいい。具体的にこうしていると回答した上で、よく勉強してほしい、それから会というのは、何人のどういう会なんですかということも聞くべきだと思う。何かもっともらしいですね、市民の会なんて。市民全体を守っているような感じだけれども、本当のところはどうなのか。

【委員長】 今回の報告書をこの回答に添付するということですね。

【指導部長】 「別添」という言葉をここに挿入しまして、1冊の報告書を添えて

回答したいと思いますが。

【委員長】 経緯を含めて、別添で添える。

【委員】 そう、きちんと書いてあげた方がいいですよ。本当にこの人は善意で言っているかもしれませんが。

【委員】 この四角い枠の回答（案）の中の、「国立市立学校教育改善検討委員会報告」の前に「別添の」とか「末尾添付の」とか入れたら、つながった文章になりますから。

【指導部長】 はい。別添で冊子をつけまして、別添という語を回答文の中に入れてさせていただきます。

【委員】 国立市教育委員会をもっと開かれたものにすべきなんです、はっきり言えば。その一助になれば一番いいわけです。

【教育長】 この会と石井教育長は、結構話をしているんです。

【委員】 だから、そういうところへきちんと話をすべきです。しかも、同じ会といたって、いろいろな人の考え方があるでしょう。まず市教委が変わるということが必要だろうし、教職員も変わる必要があるだろうし、市民も変わる必要があるんだと思うんです。

【委員長】 別添で報告書をつけて、そのことを入れたような文章にして、そしてそれを回答として出すということによろしいでしょうか。

【委員】 公開の問題というのは、これからは我々にとってとても非常に重要ですから、きちんとした回答をしていくべきです。

【委員長】 ほかにご意見はございますか。では、そのように回答文を修正して、報告書を添付するということによろしゅうございますか。 異議なし では、そのように決定いたしましたので、そのような形で回答をお願いします。

報 告

(1) 平成 1 3 年度東京都公立学校の校長及び教育管理職選考の結果について

【委員長】 次に、報告事項をお願いいたしましょうか。

公立学校の校長及び教育管理職選考の結果について、説明をお願いします。

【人事部長】 それでは、報告資料（１）に基づきまして、ご報告します。

管理職選考の受験資格は、昨年から A 選考、B 選考ということで制度を変えておりまして、従前からの教頭試験に受かった人たちがこの校長試験を受けます。それから、教頭になっていなくて今後管理職になりたいという人は、年齢に応じて A 選考または B 選考を受けます。A 選考の場合ですと、合格後 5 年間のジョブ・ローテーションを経まして、その後教頭になるわけです。それから B 選考の場合は、2 年間のジョブ・ローテーションをやって、教頭になるという仕組みになっております。

選考方法につきましては、1 次が筆答試験、2 次が面接試験ということで、8 月から 11 月の中旬までかけまして、結果を出しております。

校長選考の方ですけれども、受験者がトータルで 1,451 名おりまして、最終合格者が 192 名。年齢的に見ますと、大体 51～52 歳の方が非常に多くなっております。

それから、教育管理職選考の方ですけれども、A、B 選考合わせて 1,634 人が受験いたしまして、最終合格者が 348 名ということです。A 選考は、上の表でご覧のとおり、33 歳以上 42 歳未満という受験資格ですけれども、合格者の平均年齢は 39 歳です。B 選考は、大体 46～47 歳の方々が合格しているという実情でございます。

これは、先週すべて本人に発表しております。今後ジョブ・ローテーション等で教頭、校長にふさわしい人材を育成していきたいと考えております。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。何かご質問、ご意見がございましたらお願いします。

【委員長】 今は、5 年と 2 年のローテーションで何回ぐらい動くんですか。

【人事部長】 職場は、5 年ですと、2 回ぐらいです。

【委員長】 2 回ぐらい。では、教頭になるのは 10 年後ということになりますね。

【人事部長】 いや、10 年でなく、今後は主幹制度を考えておりますが、主幹を 5 年間やりまして、その後教頭に登用します。

【委員長】 A は 5 年間で、B は 2 年間ですか。

【人事部長】　　そうです。

【委員】　　やはりこれからは、校長とか教頭のローテーションを少し長くしていかないと。今は、大体平均でどのくらいで異動しているんですか。

【人事部長】　　4年ぐらいです。

【委員】　　4年ですか。それから、教頭先生は。

【人事部長】　　教頭の場合は、教頭3年目で校長試験を受けられますから、早い人は、教頭を3年やって校長になります。問題は、女性の受験率が非常に低いことです。小学校は女性が非常に多いんですけれども、今回、例えばA選考の中で、128名合格していますけれども、女性は15人しかいないということですので、今後女性の受験率をいかに高めていくかという問題があります。

【委員】　　本人が偉くなりたくない、管理職は嫌だというのでしょうか。

【人事部長】　　この受験年齢をご覧いただきますと、大体子育て後半から、場合によるとお年寄りを抱える年代にあたっていますので、そういう事情があるのだろうとは思いますが。

【委員】　　50歳、そうだ。今の介護の実態から見ると、ほとんど50歳の主婦が一番介護に当たっているという統計が出ていますね。だから、受験しないのはあなたが本人の意思ではないわけだ。本人としてはその意思があるけれども受験できない場合もあるわけですね。

【人事部長】　　だから、若くても、例えばご主人の親と一緒に住んでいて、自分が管理職になったら、将来寝込まれたときに大変だなとか、いろいろ考えると、なかなか決心がつかないという方もいらっしゃるでしょうし。

【委員】　　この資格というのは、途中で消滅してしまうわけですか。取得して何年使わなかったら無効になるとか。

【人事部長】　　いや、この試験に合格すれば、今言ったように、Aだと5年、Bだと2年のジョブ・ローテーションをやって、教頭になります。任用前に面接を行いまして、本当に教頭にしていいのかどうか、審査をします。それで不合格であれば昇任させません。それから、教頭先生を4年経験した段階で校長に昇任する資格を与えますけれども、そこでもまた面接をして、任用審査をして、適性がない人は校長にはし

ないということを考えています。

【委員】 いやいや、いわゆる個人的理由が主で女性の受験意欲がないというのだったら、それは資格として与えて、個人的な理由があるときにはそれは待ってもらい、要するにパスするというやり方はやっているんでしょう。

【人事部長】 それは、A選考の33歳からB選考の終わりの56歳まで受験可能なんです。56歳で合格しても、57歳で昇任しますから、4年しか管理職として勤務できない。だから、56歳で打ち切っているんですけども、この間はずっと受験可能なわけです。

【委員】 そうすると、そうは言っているけれども、それが本当の理由でもないのかな、女性にとっての。

【人事部長】 その辺がなかなか難しいところなんです。

【委員長】 ほかにご意見はございませんか。よろしいですか。では本件は、報告として承りました。伺いました。

報告事項は以上1件です。

東京都教育委員会委員長職務代理者の指定について

【委員長】 次に、委員長職務代理者の指定についてです。説明をお願いします。どうぞ。

【総務部長】 では私の方から、東京都教育委員会委員長職務代理者の指定につきましてご説明させていただきます。

委員長職務代理者につきましては、法律上、指定することになっております。その任期につきましては特に規定がございませんが、委員長の任期が1年間となっておりますので、職務代理者につきましても従来から委員長に準じて任期を1年間ということをお願いしております。現在、第1順位の鍛冶委員と第2順位の國分委員の職務代理者としての任期が平成14年1月8日で満了となりますので、本日、選任をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

【委員長】 第1順位の鍛冶委員の任期が1月幾日でしたか。もう一回お願いしま

す。

【総務部長】 お2人の任期が来年1月8日で満了となります。

【委員長】 1月8日だから、1月9日からになるわけですね。

【委員】 私は、3月12日で教育委員そのものの任期が満了になるものですから、できれば、もう1月9日の段階で別の委員に職務代理者におなりいただきたいと思うのですが。

【委員長】 願う場合は、在任中願うしたいということですね。

【総務部長】 ええ、そうなんです。

【委員長】 1月9日から3月12日までということですので、願うできないでしょうか。

【委員】 そうですか。

【委員長】 國分委員は1年ですね。

【総務部長】 そうです。

【委員長】 ということで、職務代理者を選任するということですが、任期はいつからいつまでか、明確にしておきませんか。

【総務部長】 この第1順位、第2順位の方の委員としての任期が切れたときには、職務代理者についても、別の委員を指定することになります。

【委員長】 ですから、そのときには、慣例によると、國分委員を第1順位にするということになるわけですね。では、そういうことで引き続き鍛冶委員と國分委員に職務代理者をお願いしたいと思いますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

【委員】 それでは、3月12日までですね。はい。わかりました。

【委員長】 よろしゅうございますか。 異議なし

【委員長】 それでは、第1順位が鍛冶委員で、任期は平成14年1月9日から3月12日まで、第2順位が國分委員で、任期は平成14年1月9日から1年間とさせていただきます。どうぞよろしく願ういたします。

参 考 日 程

- (1) 定例教育委員会の開催
- | | |
|------------------|----------|
| 1月10日(木)午前10時00分 | 教育委員会室 |
| 1月24日(木)午前10時00分 | フロラシオン青山 |
| 2月14日(木)午前10時00分 | 教育委員会室 |
- (2) 委員長年頭あいさつ(委員長)
- | | |
|----------------|--------|
| 1月4日(金)午後1時30分 | 教育委員会室 |
|----------------|--------|
- (3) 全国都道府県教育委員会連合会
委員長協議会総会・連合会総会(委員長・教育長)
- | | |
|------------------|----------|
| 1月17日(木)午前10時30分 | フロラシオン青山 |
|------------------|----------|
- (4) 東京都教育委員会職員表彰式(全委員)
- | | |
|-----------------|----------|
| 1月24日(木)午後1時30分 | フロラシオン青山 |
|-----------------|----------|
- (5) 管外教育施設視察(全委員)
- | | |
|------------------|----------------------------------|
| 1月31日(木)～2月1日(金) | 香川県国分寺町立南部小学校
香川県立高松北中学校・高等学校 |
|------------------|----------------------------------|
- (6) 教育施設視察
- | | |
|-----------------|--|
| 2月14日(木)午後0時30分 | |
|-----------------|--|

【委員長】 それでは、参考日程をお願いします。

【政策担当課長】 それでは、事務局の方から参考日程をご説明させていただきます。

年明け第1回の定例会は、1月10日にこちらの方で行いたいと思います。次は1月24日木曜日ですが、フロラシオン青山で行わせていただきます。この日は、午後につきましては、東京都教育委員会職員表彰式ということで、(4)番に載っておりますが、全委員のご出席をいただきまして、午後1時30分からフロラシオン青山でお願いしたいと思っております。次の定例会が2月14日ということで、こちらで行いたいと思っております。

関連いたしまして、清水委員長には、教育委員長年頭のあいさつを1月4日午後1時30分からお願いしたいと思っております。それから、全国都道府県教育委員会連合会の委

員長協議会総会及び連合会総会が1月17日10時30分からフロラシオン青山で予定されております。さらに、管外視察でございますが、1月31日、2月1日の両日、お願いしたいと思っております。視察の案につきましては、この後別途ご説明させていただきたいと存じます。それから、2月14日の教育委員会定例会の後、教育施設視察ということで、管内の教育施設の視察をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【委員長】 はい。

【委員】 1月4日と1月17日は、我々は出席しなくていいわけですね。

【政策担当課長】 はい、4日は委員長のみです。17日も委員長、教育長のみでございますので、よろしくお願いいたします。

【委員長】 よろしゅうございますか。では、そういうことで進めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

ほかに何かございますか。

では、なければ、非公開の議題に入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(午前11時14分)